

新型コロナウイルス感染症罹患による出席停止の届け出について

滋賀県立水口東中学校・高等学校

学校保健安全法施行規則により、新型コロナウイルス感染症にかかれた場合は出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。なお、登校される際には別紙『新型コロナウイルス感染症罹患報告書』に記入の上、登校時に担任へ提出してください。

- 提出物 ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書(様式3:保護者等記入)
- 注意事項 ・新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず学校に連絡してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』(下記表参照)になっていますが、症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。
 - ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書が提出されない場合は欠席となります。
 - ・保護者からの報告による出席停止は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのみの対応です。他の疾病については、医療機関で証明が必要になります。
 - ・高校の考査欠席時は医師による証明書(罹患証明書)が必要になります。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表】

発症…発熱、呼吸器症状(咳・咽頭痛)などの症状が現れたことをさします。

軽快…解熱剤等を使用せずに解熱し、呼吸器症状等が改善方向にあることをさします。

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目
例1	発症	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症	症状あり	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、感染防止のためマスク着用を推奨します。

(様式3)

新型コロナウイルス感染症罹患報告書

診断された病名	新型コロナウイルス感染症
発症日 (発熱などの症状がみられた日)	年 月 日
出席停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
医療機関受診日	年 月 日
受診した医療機関(病院・医院の名称)	

滋賀県立水口東中学校・高等学校長 様

医師の指示に従い、上記のとおり学校を欠席(自宅療養)したことを報告します。

年 月 日

学年 組 年 組

生徒氏名 _____

保護者等氏名 _____ (印)

(自署の場合は不要)